

指定管理者指定申請に係る申立書

令和 年 月 日

(あて先) 松阪市長

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

印

松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設における指定管理者の申請に際し、次の事項について虚偽でないことを申し立てます。

1. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受け、当該処分の日から起算して 2 年を経過しない法人等でないこと。
2. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない法人等でないこと。
3. 役員等〔法人である場合には、その法人の役員又はその支店もしくは営業所等（常時勤務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合には、その団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。〕に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれる法人等でないこと。
4. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、松阪市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。
5. 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領に基づく指名停止期間中の法人等でないこと。
6. 松阪市税、法人事業税、法人県民税、法人税（法人以外の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している法人等でないこと。
7. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きを行っている法人等でないこと。
8. 松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年告示第 44 号）別表第 1 に該当しない法人等であること。
9. 松阪市議会の議員、市長、副市長並びに地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人、清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。ただし、松阪市議会の議員以外の者について、松阪市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除く。
10. 応募書類に虚偽の記載がないこと。